

大分県報

平成三十年
第二九七八号
四月二十七日

(金曜日)

目次

告示

大規模小売店舗に係る公示	一
建築基準法による道路位置の指定	二
選挙管理委員会告示	二
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	二
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表	七
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	七
政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表	七
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	八
公 告	八
競争入札参加者の資格に関する公示	八
一般競争入札の実施	九

○告示

大分県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

平成三十年四月二十七日

大分県報(告示)

一

(仮称) スーパー細川下郡店
大分市下郡字内ヶ迫千三百九十一番一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社NTT西日本アセット・プランニング

取締役九州支店長 大 橋 宗 純

福岡県福岡市博多区上川端町十三番八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社スーパー細川

代表取締役 細 川 唯

大分県中津市大字万田三百九十一一

3 大規模小売店舗の新設を行う日

平成三十年十二月三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百六十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内平面部 五十八台

建物屋上部 二十五台

合計 八十三台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 二十台

建物敷地西側 十二台

合計 三十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 五十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側 五・六一立方メートル

建物内西側 七・七二立方メートル

合計 十三・三三立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.一 二箇所 建物敷地北側及び南側

駐車場No.二 一箇所 建物敷地北側

合計 三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年八月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成三十年四月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）

1 政治資金規正法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
希望の党大分県衆議院第1選挙区支部	吉良 州司	安東 忠	大分市西大道二一四―二園田ビル一階	衆議院議員	平二九・一二・六
立憲民主党大分県第3区総支部	武藤 勝彦	増原 寛	別府市東荘園町六一―一	衆議院議員	平二九・一一・一三
2 国会議員関係政治団体以外の政党の支部					
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	
自由民主党大分県豊後大野市第一支部	森 誠一	朝倉 秀康	豊後大野市三重町市場一三四四	平二九・九・一九	
自由民主党大分県豊後高田市第一支部	鴛海 豊	山田 泰憲	豊後高田市新地一八二四―一三	平二九・八・一六	

立憲民主党大分県総支部連合会		武藤 勝彦		増原 寛		別府市東荘園町六一		平三〇・一・一七	
二 その他の政治団体									
1 政治資金規正法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体									
政治団体の名称		代表者の氏名		会計責任者の氏名		主たる事務所所在地		公職の種類及び公職の種類(第一号)	
横光克彦立憲の会		武藤 勝彦		増原 寛		大分市上宗方五〇〇一四		衆議院議員 武藤 勝彦、衆議院議員	
2 政治資金規正法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体		代表者の氏名		会計責任者の氏名		主たる事務所所在地		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	
上田あつこ後援会		佐世 進		下戸 琴恵		白杵市明星区		上田 敦子、衆議院議員	
政治団体の名称		代表者の氏名		会計責任者の氏名		主たる事務所所在地		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	
愛國尊皇會		北園 卓郎		川畑 浩史		杵築市杵築一三三六		平二九・八・四	
あきよし邦洋後援会		秋吉 昭一		上村 康夫		由布市湯布院町川上二九七五一		平二九・九・六	
安部てつや後援会		安部 徹也		本城 学		速見郡日出町大字平道二〇六八		平二九・一二・二〇	
荒金じゅん後援会		佐藤 俊次		城 緑		速見郡日出町大字豊岡六〇六九一五		平三〇・一・三〇	
有次昭二後援会		有次 昭二		有次 久恵		国東市武蔵町内田四六一		平二九・八・一〇	
伊藤じゅん後援会		日高 一		伊藤 裕子		白杵市大字諏訪七三〇一七		平三〇・一・一五	
岩尾幸六後援会		岩尾 幸六		児玉 隆則		速見郡日出町大字川崎五八四〇一二		平二九・九・一一	
梅田とくお後援会		梅田 徳男		板井 嘉市		白杵市大字佐志生三六三八一二		平三〇・二・一五	
3 国会議員関係政治団体以外の政治団体									
政治団体の名称		代表者の氏名		会計責任者の氏名		主たる事務所所在地		届出年月日	
後援会		佐世 進		下戸 琴恵		白杵市明星区		平二九・一〇・四	
衛藤えんよう松岡後援会		平野 文男		末光 保正		大分市松岡四七一六一二一〇六号		平三〇・二・二〇	
大分県本田あきこ後援会		安東 哲也		友成 正孝		大分市大字豊饒字光屋四四一一一		平二九・一〇・二	
加藤ゆうぞう後援会		今吉 達也		加藤 誠啓		由布市湯布院町川上三六八六一三		平二九・八・二八	
かわのたくみ後援会		河野 吉晴		河野 安子		白杵市大字搔懐竹場一一二		平二九・一一・一七	
川辺たかし後援会		川邊 隆		戸上 新次		白杵市大字戸室三五五一一五		平三〇・一・五	
皇秋会		平山 嘉治		伊東 雅紀		玖珠郡玖珠町森一三四一		平二九・一〇・一九	
ここのみかとあつたか子育ての町をつくる会		河野 美華		橋下 和美		速見郡日出町三三一六一ウイイルモア本町C二〇一		平三〇・一・二三	
坂本たかゆき後援会		坂本 隆之		長岡 弘之		国東市国東町鶴川一三二二四一二		平二九・一〇・二二	
坂本みつひろ後援会		坂本 光広		田崎 孝信		由布市庄内町直野内山三三九		平二九・八・一六	
佐藤正幸後援会		佐藤 正幸		佐藤 和代		速見郡日出町豊岡三四三四一三		平二九・一一・二	
相馬たかしげ後援会		佐藤 健治		梅木 敏弘		由布市挾間町向原一三七一四		平二九・八・一	
相馬たかしげ政治研究会		相馬 尊重		梅木 敏弘		由布市挾間町向原一三七一四		平二九・八・一	
高田龍也後援会		高田 龍也		高田 ゆか		由布市湯布院町川北一四四二		平二九・八・三一	
高橋義孝後援会		木戸 浩久		一木 正寿		由布市湯布院町川上三〇五三一八		平二九・八・二五	
田中廣幸後援会		田中 廣幸		田中 建次		由布市挾間町谷六六七		平二九・七・二七	
豊岡けんた後援会		豊岡 健太		播磨 行夫		速見郡日出町大字豊岡一一五四一一		平三〇・二・二一	
内藤康弘後援会		内藤 康弘		後藤 博幸		白杵市野津町大字烏嶽一五六八		平三〇・二・六	

平成三十年四月二十七日

大分県報(選管委告示)

中村さとのる後援会	中村 悟	中村 悟	別府市石垣東七―三―一八 ・一〇二号	平三〇・一・四
匹田久美子後援会	土谷 桂山	長野 忠正	臼杵市井村一九六〇	平三〇・二・二三
平松えみお後援会	平松 惠美	宮崎 享典	由布市挾間町北方一六四 ―二	平二九・九・六
広田せいじ後援会	平川 哲郎	佛坂 健二	臼杵市港町東八	平三〇・一・五
吉村ますのり後援会	吉村 格哉	河野 隆義	由布市湯布院町川南三七 〇―一	平二九・一〇・二
渡辺たかし後援会	渡邊 崇	渡邊 崇	速見郡日出町川崎五九七 〇―五	平三〇・一・一二

大分県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
新の会	井上 英孝	代表者の氏名	新	旧	平二九・一二・二六
自由民主党大分県酒小売支部	中山 隆義	代表者の氏名	中山 隆義	神志那 壽裕	平三〇・二・二七
自由民主党大分県商店街振興支部	矢羽田 光	会計責任者の氏名	東島 太郎	菊池 照	平三〇・一・二三
自由民主党大分県ちんたい支部	佐藤 洋	政治団体の名称	自由民主党大分県ちんたい支部	自由民主党大分県全管協ちんたい支部	平三〇・一・一二

自由民主党上浦支部	坪根 大吉	代表者の氏名	東 千年	児玉 文代	平三〇・三・一
自由民主党萩町支部	堀 義隆	主たる事務所の所在地	竹田市萩町宮平三五六―二	竹田市萩町西福寺五九三―一	平二九・六・二四
自由民主党大山町支部	森 和恒	主たる事務所の所在地	日田市大山町西大山三七四〇―一	日田市大山町東大山二六八八―二	平二九・四・一
自由民主党大分市坂の市校区支部	阿部 剛四郎	主たる事務所の所在地	大分市久原中央二―三―二一	大分市坂の市五八一―一	平三〇・一・八
自由民主党大分県林政支部	井上 明夫	代表者の氏名	石井 利郎	川村 晃	平二九・八・二四
自由民主党大分県農業団体支部	二宮 伊作	代表者の氏名	二宮 伊作	佐藤 洋	平二九・七・二八
自由民主党大分県ときわ会支部	三木 政勝	会計責任者の氏名	田畑 勝則	牧 一生	平三〇・三・一
自由民主党大分市王子南町五―六	平上 憲一	主たる事務所の所在地	大分市王子南町五―六	大分市下郡五―二―一五	平三〇・三・一
自由民主党佐藤 洋	岩澤 幸一	代表者の氏名	佐藤 洋	岩崎 泰也	平三〇・三・一

平成三十年四月二十七日

大分県報（選管告示）

六

加藤幸雄後援会	加藤 幸雄	主たる事務所所在地	由布市湯布院町川上二四〇四一	平二九・九・一五	全日本不動産政治連盟大分県本部	石田 宣明	会計責任者の氏名	宮本 和明	平二九・九・八
清田てつや後援会	清田 哲也	代表者の氏名	清田 哲也	平二九・一〇・四	たかじ政文後援会	高司 政文	代表者の氏名	高司 政文	平二九・一二・三一
幸福実現党大分県本部	高畑 タヨ子	会計責任者の氏名	曾我 昌子	平二九・九・二二	たかせ剛後援会	小野 忠士	代表者の氏名	小野 忠士	平二九・七・二〇
幸福実現党大分後援会	森 保幸	会計責任者の氏名	曾我 昌子	平二九・九・二二	滝口公明後援会	瀧口 公明	主たる事務所所在地	国東市武蔵町古市一七〇一	平三〇・一・二二
小林華弥子後援会	江藤 雄三	会計責任者の氏名	松本 真美	平二九・八・一	田中利明後援会	宮明 邦夫	代表者の氏名	宮明 邦夫	平二九・八・一
これからの「地域づくり」を考える会	安達 澄	政治団体の名称	これからの「地域づくり」を考える会	平二九・二二・六	つちやつとむ後援会	中島 義美	代表者の氏名	中島 義美	平三〇・三・八
さここのりを支える市民の会	酒匂 法子	会計責任者の氏名	酒匂 法子	平三〇・一・一一	日本弁護士政治連盟大分県支部	千野 博之	代表者の氏名	千野 博之	平三〇・三・一
佐藤郁夫後援会	江藤 清志	代表者の氏名	江藤 清志	平二九・七・三一	日本薬業政治連盟大分県支部	森 英樹	代表者の氏名	森 英樹	平二九・一〇・一
佐藤郁夫政治研究会	佐藤 郁夫	会計責任者の氏名	佐藤 次雄	平二九・七・三一	秦野恭義後援会「大道会」	芳井 英臣	代表者の氏名	芳井 英臣	平三〇・二・二八
政治結社愛國尊皇會	北園 卓郎	政治団体の名称	政治結社愛國尊皇會	平三〇・三・一六	藤木しんや大分県後援会	二宮 伊作	代表者の氏名	二宮 伊作	平二九・七・二八
政治結社憂国皇志塾	井上 秀樹	主たる事務所所在地	大分市三川下一一七二〇一	平二九・六・四	べつぷ感動ゆめ会議	中塚 茂次	主たる事務所所在地	別府市御幸六町一一七	平二九・一二・二三
全国小売酒販政治連盟大分県支部	中山 隆義	代表者の氏名	中山 隆義	平三〇・二・二七	守永信幸後援会	守永 信幸	代表者の氏名	寺山 等	平二九・四・一
		代表者の氏名	神志那 壽裕		山田としお大分県後援会	二宮 伊作	代表者の氏名	佐藤 洋	平二九・七・二八
		代表者の氏名	東島 太郎		横光克彦立憲の会	武藤 勝彦	主たる事務所所在地	別府市東荘園町六一一	平二九・一一・一一
		代表者の氏名	菊池 照						

吉田ただとも総合後援会	羽田野 尚	会計責任者の氏名	寺山 等	和田 典勝	平二九・四・一
吉田忠智と共に歩む会	吉田 忠智	会計責任者の氏名	寺山 等	和田 典勝	平二九・四・一
鷲野弘一後援会	甲斐 善馬	代表者の氏名	甲斐 善馬	甲斐 勝義	平二九・六・一
		会計責任者の氏名	芝野 隆行	佐藤 信雄	

大分県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党挾間町支部	利光 直人	平三〇・三・五
自由民主党真玉支部	野上 一郎	平二九・一二・三一
自由民主党豊後大野市千歳支部	伊達 伸久	平三〇・三・六
二 その他の政治団体		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
あさくら浩平後援会	浅田 健治	平三〇・一・三一
上田あつこ後援会	佐世 進	平二九・一二・二七
恵藤千代子後援会	甲斐 二	平二九・四・三〇
小倉喜八郎後援会	小倉 喜八郎	平二九・一二・三一
加藤まさよし後援会	加藤 正義	平二九・一二・二四
煌めく別府を創る会	松本 利恵子	平二九・九・一五
幸福実現党大分第二選挙区支部	上田 敦子	平二九・一二・二七
権藤清子後援会	柳瀬 朝夫	平二九・一・一〇

坂本もりお後援会	岩屋 信光	平二九・八・一〇
佐田則昭後援会	大隈 信彦	平二九・一二・三一
佐藤正幸後援会	佐藤 正幸	平二九・一一・二〇
市民中心の市政をつくる会	富沢 泰公	平二九・一二・三一
宿利まさかず後援会	宿利 政和	平二六・三・三一
清家ぎたろう後援会	和田 健次	平二九・五・三一
清流会「池田勝一後援会」	野村 徹	平二九・一二・三〇
高山豊吉後援会	久保 辰美	平二九・四・三〇
利光直人後援会	二宮 虎二郎	平三〇・二・二三
日名子五男後援会	日名子 五男	平三〇・三・一

大分県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
坂本 光広	由布市議会議員	坂本みつひろ後援会	由布市庄内町直野内山三三九	平二九・八・一六
佐藤 正幸	日出町議会議員	佐藤正幸後援会	速見郡日出町豊岡三四三三―三	平二九・一一・一
相馬 尊重	由布市長	相馬たかしげ政治研究会	由布市挾間町向原一三七―四	平二九・八・一
高田 龍也	由布市議会議員	高田龍也後援会	由布市湯布院町川北一四四二	平二九・七・三一
田中 廣幸	由布市議会議員	田中廣幸後援会	由布市挾間町谷六六七	平二九・七・二一

平成三十年四月二十七日

大分県報（選管委告示）

内藤 康弘	白杵市議会議員	内藤康弘後援会	白杵市野津町大字 烏獄一五六八	平三〇・二・一二
武藤 勝彦	衆議院議員	横光克彦立憲の会	大分市上宗方五〇 〇一四	平二九・一〇・一〇

大分県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
加藤 正義	加藤まさよし後援会	平二九・一二・二四
佐藤 正幸	佐藤正幸後援会	平二九・一一・二〇
宿利 政和	宿利まさかず後援会	平二六・三・三一

大分県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動の内容	異動年月日
安達 澄	これからの「地域づくり」を考える会	政治団体の名称	新 これからの「地域づくり」を考える会 旧 安達きよしと「さすが！別府」をつくる会	平二九・一二・六

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年四月二十七日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

- 一 調達をする特定役務の種類
建築物清掃業務等
- 二 競争入札の参加者の資格
 - 1 競争入札に参加することができない場合
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
 - (二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
 - (三) 県税を滞納している場合
 - (四) 営業年数が一年未満の場合
 - (五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合
 - (六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると

認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。)である場合
2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 営業年数(入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日(以下「基準日」という。)までの営業年数をいう。)
- (二) 経営比率(基準日の属する営業年度の直前の営業年度(以下「基準年度」という。)の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)
- (三) 基準年度の決算における経営規模

- ア 自己資本額
- イ 機械器具保有状況

ウ 従業員数(基準日の前日における営業従事者数をいう。)

(四) 契約実績(基準年度及びその前年度の対象業務等の実績をいう。)

3 県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程(昭和六十三年大分県告示第三百八号)による入札参加資格を取得している者は、大分県立病院長が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札に参加する資格があるものとする。

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

大分県立病院の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課施設管理班

〒八七〇―八五一― 大分市大字豊饒四百七十六番地

電話 ○九七―五四六―七二八三

3 申請の時期

平成三十年四月二十七日から同年六月一日までとする(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十一年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他

大分県立病院長が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加することができない。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年4月27日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の種類 建築物清掃業務等

(2) 委託契約期間 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

(3) 対象施設 大分県立病院

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件を全て満たしている者

(1) 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者

(2) この調達に係る入札説明書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

<p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 上記2の(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 平成30年4月27日から同年6月1日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県立病院事務局会計管理課施設管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7283</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県立病院事務局会計管理課施設管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7283</p> <p>(2) 日時 平成30年4月27日から同年6月1日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>5 入札参加条件 次の条件を全て満たしている者</p> <p>(1) 県が発注する県庁舎維持管理業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者のうち、建築物清掃業のA級の者</p> <p>(2) 医療関連サービスラー認定業者又は同等以上と大分県立病院長が認める者</p> <p>(3) 本公告の日から過去5年以内において、病床数が300床以上の病院と同様な契約実</p>	<p>績を有する者</p> <p>6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課施設管理班</p> <p>(2) 提出期限 平成30年6月8日（金）午前10時00分</p> <p>ただし、郵送の場合は、同月7日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>8 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院増築棟2階第1会議室</p> <p>(2) 日 時 平成30年6月8日（金）午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>10 契約保証金に関する事項 免除する。</p> <p>11 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 上記4の(1)に同じ</p>
--	--

<p>(2) 交付日時 上記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同働の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称 4の(1)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required Building Cleaning Services</p> <p>(2) Fulfillment period 1 July, 2018-30 June, 2021</p> <p>(3) Fulfillment place Oita Prefectural Hospital</p> <p>(4) Time limit for tender 10 : 00 am. 8 June, 2018</p> <p>(5) Contact office for contract Facilities Management Section Accounting Management Division Oita Prefectural Hospital 476 Bunyou, Oita City 870-8511 TEL (097) 546 - 7283</p>	
---	--